

参 考 资 料

資料 1 多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等
雨水排水対策協議会 設置要綱

多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等雨水排水対策協議会 設置要綱

(設置)

第1条 多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等における土岐川流域の浸水被害区域について、河川管理者及び関係機関並びに地域が一体となって、総合的な雨水排水対策を推進するための多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等雨水排水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等における浸水対策実行計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、その職又は役職をもって委員となっている者については、その職又は役職にある期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、多治見市長の職にある委員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。
- 3 会長に事故のあるとき、又は会長の欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第7条 会長は、協議会の審議のために必要な調査等のために必要と認めるときは、協議会内に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、多治見市下水道課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が必要と認める場合に開催する。
- 5 幹事長は、幹事会での検討結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、多治見市水道部下水道課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 職、役職等 |
|--------|----------------------|
| 国 | 庄内川河川事務所長 |
| | 多治見砂防国道事務所長 |
| | 岐阜地方気象台長 |
| 岐阜県 | 県土整備部河川課長 |
| | 都市建築部下水道課長 |
| | 多治見土木事務所長 |
| 多治見市 | 市長 |
| | 副市長 |
| | 企画部長 |
| | 都市計画部長 |
| | 建設部長 |
| | 水道部長 |
| 地域住民代表 | 11 区区長、12 区区長、26 区区長 |
| 学識経験者 | 2 人 |

別表第2（第7条関係）

| 区分 | 職名 |
|------|----------------------------------|
| 国 | 庄内川河川事務所 調査・品質確保課長 |
| | 管理課長 |
| | 土岐川出張所 所長 |
| | 多治見砂防国道事務所 砂防調査課長 |
| | 岐阜地方気象台 防災業務課長 |
| 岐阜県 | 県土整備部河川課 整備担当技術課長補佐 |
| | 都市建築部下水道課 事業担当技術課長補佐 |
| | 健康福祉部医療整備課 県立病院・看護大学法人担当 課長補佐 |
| | 多治見土木事務所 道路維持課長 |
| | 河川砂防課長 |
| | 施設管理課長 |
| 多治見市 | 企画部企画防災課 危機管理監 |
| | 都市計画部課長 |
| | 都市計画部都市政策課長 |
| | 開発指導課長 |
| | 区画整理課長 |
| | 建設部次長 |
| | 建設部道路河川課長 |
| | 水道部下水道課長 |
| | 浄化センター所長 |

協議会委員名簿

| 区 分 | 職、役職等 | H 2 3 年度 | H 2 4 年度 |
|------------|------------------------|----------|----------|
| 国 | 庄内川河川事務所長 | 宮本健也 | 宮本健也 |
| | 多治見砂防国道事務所長 | 今井一之 | 伊藤仁志 |
| | 岐阜地方气象台長 | 辻村豊 | 小林俊彦 |
| 岐阜県 | 県土整備部河川課長 | 堂園俊多 | 岩崎福久 |
| | 都市建築部下水道課長 | 種康雄 | 今井久朗 |
| | 多治見土木事務所長 | 船坂徳彦 | 船坂徳彦 |
| 多治見市 | 市長 | 古川雅典 | 古川雅典 |
| | 副市長 | 木股信雄 | 木股信雄 |
| | 企画部長 | 青山崇 | 青山崇 |
| | 都市計画部長 | 細尾稔 | 細尾稔 |
| | 建設部長 | 堀江義英 | 佐藤能博 |
| | 水道部長 | 若尾正人 | 磯村光慶 |
| 地域住民 代表 | 11 区区長 | 水野利明 | 水野利明 |
| | 12 区区長 | 宮島了 | 津田宏 |
| | 26 区区長 | 長谷川哲 | 長谷川哲 |
| 学識 経験者 | 名古屋工業大学 工学部 都市社会工学科 | 富永晃宏 | 富永晃宏 |
| | 岐阜大学 工学部 社会基盤工学科 | 高木朗義 | 高木朗義 |